

2021年1月に生じた一般送配電事業者の  
インバランス収支の取扱いについて

2021年12月27日

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会  
電力・ガス基本政策小委員会

## 目次

1. 経緯・背景 .....	3
2. 基本的な考え方 .....	4
3. 具体的な調整方法 .....	6
(1) 調整を行う場合の託送料金の計算方法.....	6
(2) 調整対象 BG.....	9
(3) 申請方法 .....	9
(4) その他.....	11
4. 託送供給等約款の特例認可と不当な差別的取扱いの禁止に関する考え方	12
5. スケジュール.....	13
委員名簿.....	14
開催実績 .....	16

## 1. 経緯・背景

2021年1月上旬、断続的な寒波により電力需要が大幅に増加し、LNGの在庫が減少したことで発電が稼働抑制されるとともに、その他発電所の出力低下により供給力が低下したことで、電力需給がひっ迫する事態が発生した。これに伴い、市場への売り入札が減少し、売り切れ状態が継続した結果、一時、最高価格250円/kWhを超える過去に例を見ない水準でスポット価格が高騰した。スポット価格の高騰に伴い、インバランス料金も高騰し、また、市場の売り切れに伴い不足インバランスが増えたことにより、一般送配電事業者のインバランス収益は大きく増加した。

これらの状況を踏まえ、緊急的なインバランス料金単価の上限設定<sup>1</sup>や、1月分のインバランス料金についての分割支払措置（2021年12月までの9回の分割支払）、市場価格が需給ひっ迫状況等から乖離して上昇することがないようにするためのセーフティネットとしてのインバランス料金制度の見直し<sup>2</sup>等の措置を講じたところである。また、2022年度からは、調整力のコストや需給ひっ迫状況に応じた新たなインバランス料金制度の導入を予定している。

また、一般送配電事業者のインバランス収支については、第59回電力・ガス取引監視等委員会制度設計専門会合（2021年4月16日開催）において、収支相償の観点から、過去の累積赤字も含めた収支過不足について、託送料金等により広く系統利用者に還元・調整するという案が提示された。この案に対して、制度における事前と事後の公平性において、インバランス料金の精算がルールに基づいて行われることが重要であるという事業者の事業規律の観点や、特定の事業者に還元することは線引きが難しいといった観点から、託送料金等で系統利用者に還元するという方針は合理的だという意見や、インバランス収支は一般送配電事業者の努力が及ばないものであることから、制度上プラス・マイナスを調整するのは合理的な判断だという意見等、事務局案を支持する意見が出された。一方で、インバランス料金の額を工夫することなどにより、インバランス料金の請求を受けた特定の事業者に還元すべきとの意見や、過去の累積赤字と今冬の黒字は性質が異なる部分もあるため単純に合算すべきではないのではないかとの意見等、事務局案以外の案も検討すべきとの意見も提起された。加えて、

---

<sup>1</sup> インバランス料金単価の上限を200円/kWhとする措置を2021年1月17日分のインバランス料金単価より適用するよう、経済産業省から一般送配電事業者に要請し、一般送配電事業者から託送供給等約款以外の供給条件として申請された特例措置を認可。

<sup>2</sup> 一般送配電事業者が前日夕方に公開する「でんき予報」上の各日に最初に公表された予想予備率（使用率ピーク時）が複数の供給区域で3%以下となる場合、インバランス料金単価の上限価格を200円/kWhとし、これ以外の場合、インバランス料金単価の上限価格を80円/kWhとした（2021年7月1日施行）。

第34回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（以下「小委員会」という。）（2021年4月28日開催）で提示された「2020年度冬期の電力需給ひっ迫・市場価格高騰に係る検証中間取りまとめ（案）」に対する意見公募では、特定の事業者に対して還元・調整を行うべきという意見も多く寄せられた。

これらの意見を踏まえ、小委員会において、一般送配電事業者のインバランス収支に関する具体的な方策については、引き続き丁寧に検討を行っていくことが必要であるとされ、約半年にわたって、議論を重ねてきたところである（「開催実績」を参照）。

## 2. 基本的な考え方

2021年1月において、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにする観点から、1月12日から15日までの市場価格の最高価格が4日間連続して200円/kWhを超えたことを踏まえ、市場参加者による電力の安定的な取引環境確保に向けた緊急的な対応として、2022年度導入予定のインバランス料金制度における、需給ひっ迫時の補正価格の200円/kWhを参考に、インバランス料金単価の上限を200円/kWhとする措置を講じた<sup>1</sup>。また、2021年7月には、事業者の事業予見性を高める観点から、セーフティネットとして、経済産業省令等を改正し、需給ひっ迫時のインバランス料金単価の上限を200円/kWhとする措置を講じた<sup>2</sup>。

電力・ガス取引監視等委員会における検証<sup>3</sup>においても、「今冬においては、スポット市場価格やインバランス料金がスパイラル的に上昇し、一部において調整力のコストや需給ひっ迫状況とは異なる動きをしていた面もあった。（略）2022年度に導入される新たなインバランス料金制度においては、スポット市場価格に関係なく実需給断面において需給調整に用いた調整力のコストや需給ひっ迫度合いからインバランス料金を算定する仕組みとなる。（略）2022年度以降は、今冬のように売り切れ状態が継続した場合においても、スパイラル的な高騰は発生せず、需給の状況を離れて上昇することはなくなると考えられる。」との評価が行われた。

小売電気事業者が、2021年1月のインバランス料金を最大9か月に分割して支払うことを可能とする措置を講じており、最近まで2021年1月のインバランス料金の債務負担を負っていた小売電気事業者が存在していた。一方、当時の制度は審議会等での議論やパブリックコメント等も踏まえて予め定められていた

---

<sup>3</sup> 電力・ガス取引監視等委員会制度設計専門会合「2020年度冬期スポット市場価格の高騰について」（2021年6月14日改訂）

ものであり、市場価格の高騰が発生し得ることを見通して、インバランスを発生させないよう、事前の調達や市場調達に努めた小売電気事業者も存在している。

このように、2021年1月の事象に対する小売電気事業者ごとの影響は多様であるが、

- ① 2021年1月の市場価格の高騰が発生し得ることを見通して事業活動を行っていた小売電気事業者も存在した一方、この事象は新たなインバランス制度へ推移する端境期で生じた事象であり、その後講じたセーフティネット措置から遡って考えれば、2021年1月の事象は、小売電気事業者にとって予見可能性が低い事象であったと考えられること、
- ② こうした中で、2021年1月に、余剰インバランス発生に伴う収入額より、不足インバランス発生に伴う支払額が大きかった小売電気事業者においては、当時多大な支払額が生じ、事業に影響が出た小売電気事業者や直近まで2021年1月のインバランス債務負担を負いながら事業を継続していた小売電気事業者も存在すること、
- ③ 一方で、こうした中であっても、市場価格が高騰する時間帯にも計画値同時同量の達成のため、市場調達に努めた小売電気事業者にとって不利益となることは望ましくないこと、

などに鑑み、今後とも多様な小売電気事業者間のサービス競争の中で、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できる事業環境を支える観点から、2021年1月において、インバランス料金単価が200円/kWh及び市場価格の水準を超えた部分の負担額に応じて、バラシンググループ(以下「BG」という。)ごとに、将来の託送料金から毎月定額を差し引く形で調整を行うこととする。

なお、上記の方法で調整を行っても、2021年1月分のインバランス収支については、正または負の収支が残存することが考えられる(以下「調整後の残余収支」という。)。これらについても、収支相償の原則に従い、調整を行うことが必要である。

一方、2021年度冬期は、一般送配電事業者においては、追加供給力(kW)公募及び追加kWh公募による支出が見込まれており、これらも託送料金の仕組みを通じた費用回収が必要である。また、並行して2022年度以降の追加供給力確保の対応手段について議論が行われているところ、このような状況においては、毎年度、託送料金を変更するのではなく、一定程度将来を見越した運用が必要と考えられる。

この点、仮に追加供給力(kW)公募及び追加kWh公募を行わなかったとした場合には、需給がひっ迫し、市場での売り切れに伴う市場価格高騰が生じ、スポット市場での電力調達に期待する市場参加者において損失が発生するおそれがあることに鑑みれば、これらの措置は、こうした事業者に対しての事前の備え

としての効果も期待できる。

以上を踏まえ、「調整後の残余収支」については、今後の追加供給力 (kW) 及び kWh 公募の費用の回収と合わせて、最終的には、収支相償となるよう託送料金を通じた調整を行うことができるよう、

① 調整開始に併せ、「調整後の残余収支」は、現行の託送制度上、インバランス収支として管理するとともに、

② 追加供給力 (kW) 及び kWh 公募の費用についてもこれと同様の管理を行い、

③ これらを併せて収支相償の考え方の下、管理を行っていく、という取扱いを行うこととする。

また、これまでインバランス制度におけるインセンティブ定数 (K、L)<sup>4</sup>によって副次的な効果として、一般送配電事業者全体としての収支も改善しているが、このインセンティブ定数の仕組みは 2021 年度をもって終了となる。インセンティブ定数による収支改善後もなお残る、2016 年度から 2021 年度における累積の収支過不足については、2022 年度からの新たなインバランス料金制度におけるインバランス収支管理へ繰り越し、引き続き収支相償の考え方の下、管理していくこととする。

### 3. 具体的な調整方法

上記「2. 基本的な考え方」を踏まえて、具体的な調整額の計算方法等については、下記の通りとする。

#### (1) 調整を行う場合の託送料金の計算方法

調整を行う場合のBGごとの毎月の託送料金については、下記の通り計算を行う。

BGごとの毎月の託送料金

=BGに属する全小売電気事業者の託送供給等約款上の毎月の託送料金の総和  
- 毎月の調整額

※ただし、毎月の調整額が毎月の託送料金の総和を超える場合は、一般送配電事業者からBGへの請求額は0円とする。

<sup>4</sup> 不足インバランス料金単価については定数 K を加算し、余剰インバランス料金単価については定数 L を減算することとなっており、K と L は、一般送配電事業者ごとに異なる値が設定されている。

このとき、各BGにおける毎月の調整額は、下記の通り計算を行う。調整は6か月間で行うことを原則とし、毎月の調整額は、各BGにおける調整額の総額を6で除したものとする。

毎月の調整額

$$\begin{aligned} &= [(\text{各コマにおける調整単価 (不足)} \\ &\times \text{各BGの各コマにおける不足インバランス量}) \text{の2021年1月の累積額} \\ &- (\text{各コマにおける調整単価 (余剰)} \\ &\times \text{各BGの各コマにおける余剰インバランス量}) \text{の2021年1月の累積額}] \\ &\div 6 \text{か月 (原則)} \end{aligned}$$

※ただし、調整額は0円以上とし、託送料金が増額となる調整は行わないものとする。

ただし、毎月の託送料金の額に比べて、調整額の総額が小さいことが合理的に認められる場合には、一般送配電事業者とBG間での合意の上で、早期調整の観点から調整期間を最短1か月まで短縮することを可能とする。また、調整期間は原則6か月で調整を行うものの、毎月の託送料金の額が少額であり、6か月で調整が行えなかった場合に限り、調整期間を最大12か月まで延長する（調整の例は図1を参照）。

## 調整額総額を60とする

### 原則

	1ヵ月目	2ヵ月目	3ヵ月目	4ヵ月目	5ヵ月目	6ヵ月目	7ヵ月目	8ヵ月目	9ヵ月目	10ヵ月目	11ヵ月目	12ヵ月目
毎月の託送料金の額（調整前）	40	35	35	45	40	45	40	40	40	45	35	35
調整額	10	10	10	10	10	10	-	-	-	-	-	-
毎月の託送料金の額（調整後）	30	25	25	35	30	35	-	-	-	-	-	-

調整終了

### 例外

#### ① 毎月の託送料金の額に比べて、調整額が小さいことが合理的に認められ、一般送配電事業者とBG間で合意がある場合

	1ヵ月目	2ヵ月目	3ヵ月目	4ヵ月目	5ヵ月目	6ヵ月目	7ヵ月目	8ヵ月目	9ヵ月目	10ヵ月目	11ヵ月目	12ヵ月目
毎月の託送料金の額（調整前）	300	350	300	300	350	400	300	350	300	400	350	300
調整額	60	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
毎月の託送料金の額（調整後）	240	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

調整終了

#### ② 毎月の託送料金の額が少額であり、6ヵ月で調整が行えなかった場合

	1ヵ月目	2ヵ月目	3ヵ月目	4ヵ月目	5ヵ月目	6ヵ月目	7ヵ月目	8ヵ月目	9ヵ月目	10ヵ月目	11ヵ月目	12ヵ月目
毎月の託送料金の額（調整前）	11	8	8	7	9	12	7	8	8	9	12	11
調整額	10	8	8	7	9	10	7	1	-	-	-	-
毎月の託送料金の額（調整後）	1	0	0	0	0	2	0	7	-	-	-	-

託送料金の上限に抵触した8の未調整分 線越 調整終了

図 1 調整期間について（原則と例外）

各コマにおける調整単価については、下記の通り計算を行う。ただし、調整単価が0円/kWh以下の場合は、0円/kWhとする（インバランス料金単価が200円/kWh及び市場価格を上回った場合を調整の対象とする）。この際、市場価格はエリアごとの回避可能費用単価（スポット市場と時間前市場の同一時間帯における売買取引価格の加重平均として、JEPXで公表されている価格）とする（なお、沖縄電力のエリアについては全国の市場価格を参照する）。

#### ・ 不足インバランスについて

調整単価（不足）

= 不足インバランス料金単価（K加算）

- （200円/kWhと市場価格のうち、いずれか高い価格）

#### ・ 余剰インバランスについて

調整単価（余剰）

= 余剰インバランス料金単価（L減算）

- （200円/kWhと市場価格のうち、いずれか高い価格）



## (2) 調整対象 BG

支払期限を超過しているインバランス料金（延滞金等を含む。）について、申請日までに全ての支払いが済んでいる需要BGを対象として調整を行うこととする。

## (3) 申請方法

申請は、以下のとおり行うこととする（詳細は図2参照。）。なお、一般送配電事業者はあくまで申請を受け付け、それを踏まえて託送料金の減額調整を行うものであり、形式的な確認（申請書に記載の漏れがないか、等。）のみを行う。

- 申請期限（「5. スケジュール」に記載。）までに、申請時のBG内の全ての小売電気事業者及び2021年1月時点のBG内の全ての小売電気事業者（ただし、申請時に小売電気事業を営んでいない者は除く。）の連名で、調整に関する申請書を、託送供給契約を締結している一般送配電事業者に提出する。
- 申請書には、下記の内容を記載するとともに、2021年1月当時の託送供給に係る契約書の写しを添付する。

### （申請書記載事項）

- 本書に記載している調整に関する要件を全て満たしていること。
- 一般送配電事業者から託送料金の減額を通じた調整を受けることについて同意すること。
- 調整金（3.（1）記載の方法により算出された各BGにおける毎月の調整額をいう。）に関するBG内外の小売電気事業者間での配分（配分先や配分額）について、署名した全ての小売電気事業者間で合意を行ったこと。
- 申請の際に提出する全ての資料に記載される事項が真実かつ正確であることを表明し保証すること。
- 上記に万一違反した場合には、託送料金の減額措置を適用日まで遡って取り消すことに同意すること。

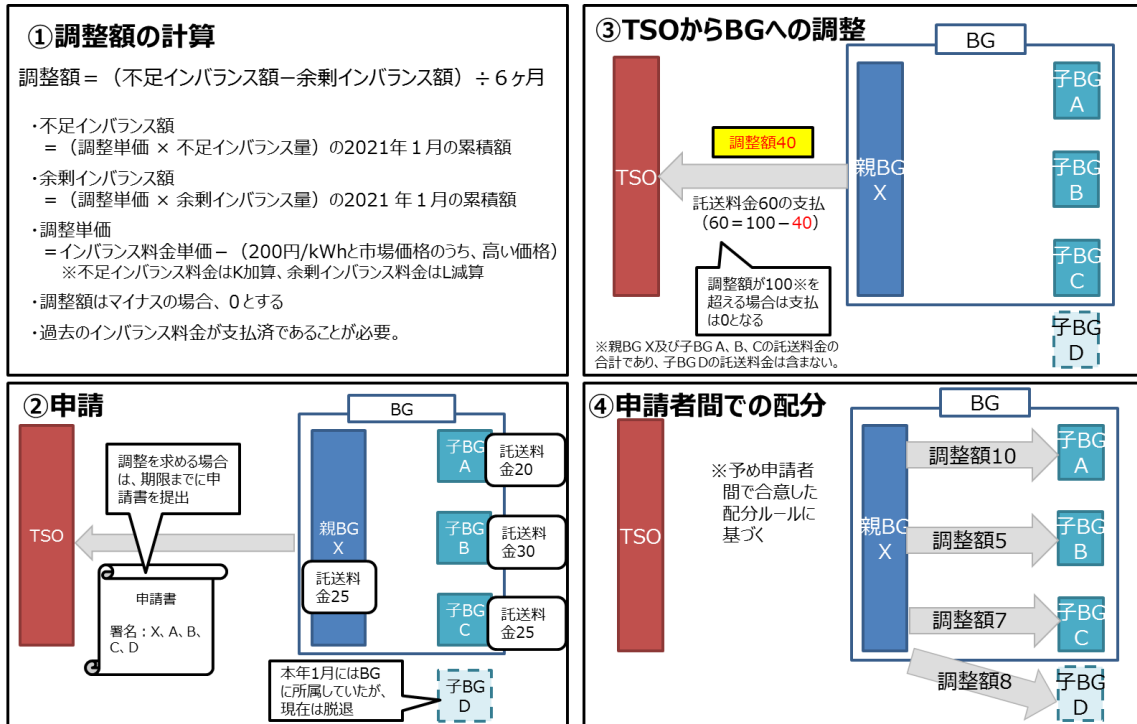


図 2 調整プロセス

上記の申請に当たり、BGにおける代表契約者（以下「親BG」という。）がすでに倒産等で小売電気事業者から撤退していたり、親BGを辞め、親BG以外の立場でBGに属する小売電気事業者（以下「子BG」という。）として他のBGの傘下に入っていたりする場合も考えられる。その場合の調整方法は下記の通りとする（詳細は図3参照。）。

- ① 2021年1月当時のBGは解散せず、残りの子BGの中で新たに親BGとなった小売電気事業者がいる場合、当該親BG経由で託送料金を通じた調整を行う。
- ② 2021年1月当時のBGが解散し、親BGと子BGがそれぞれ別のBGの傘下に入っている場合、どこか一つの親BGを経由して、託送料金を通じた調整を行う。

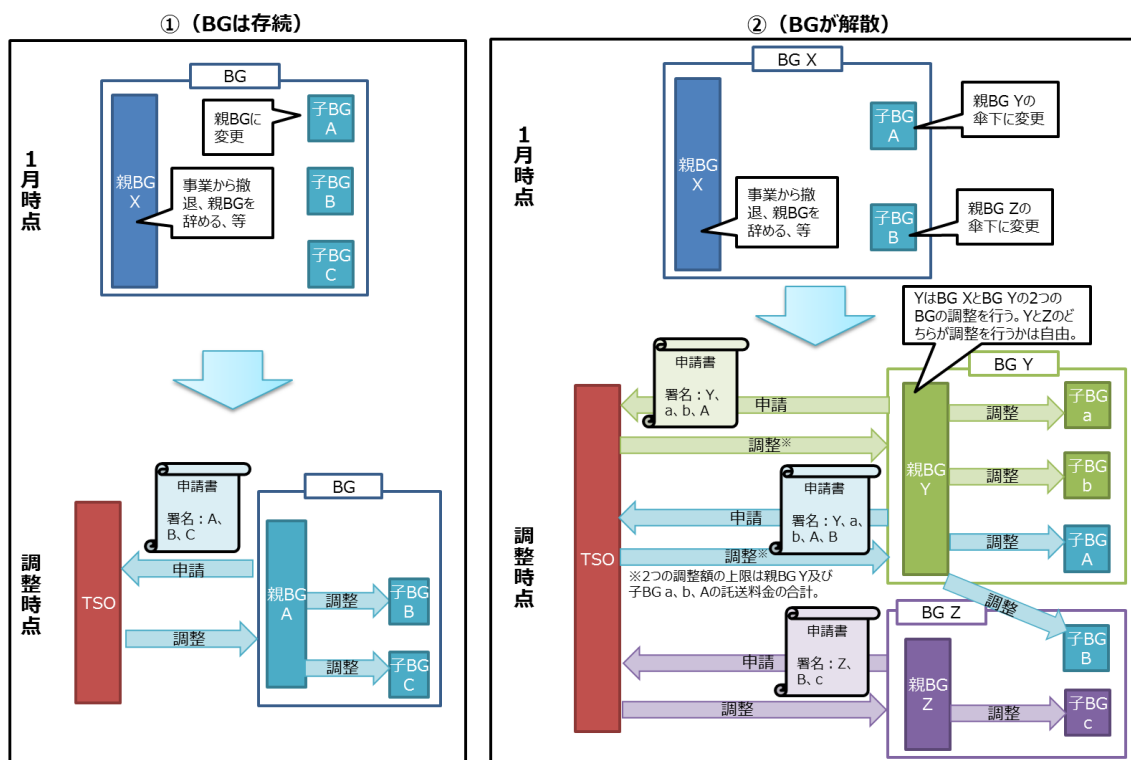


図 3 親 BG が不在の場合の調整

#### (4) その他

本調整は、迅速な調整のため、一般送配電事業者において、システム対応は行わず、手作業で作業を行うことを想定している。そのため、一般送配電事業者における実務上の負担を軽減する観点から、請求書の印字等については、各一般送配電事業者の現行の実務に合わせて、各一般送配電事業者で自由に設定することとする。ただし、請求書の印字等の方法について、BGに対してわかりやすい説明（自社のHPでの掲載や申請時にBGに伝達を行うなど）を行うこととする。

(請求書の印字例)

- 「その他料金」や「精算額等」の欄に計上。
- 個別の請求書には調整額を反映せず、その後、調整額反映後の明細を別途通知の上、反映後の金額で支払う。

## 4. 託送供給等約款の特例認可と不当な差別的取扱いの禁止に関する

### 考え方

2021年1月の事象は、新たなインバランス制度へ推移する端境期で生じた事象であり、その後講じたセーフティネット措置（インバランス料金単価の上限を200円/kWhとする。）から遡って考えれば、事業者にとって予見可能性が低い事象であったと考えられ、今回の措置は今回限りの極めて臨時的なものであること等を踏まえると、法令改正等を伴う措置としてではなく、特例的な対応を迅速に行うことが適切であると考えられる。他方で、特例的な対応といえども、事業者に判断の余地が多い措置となることは、トラブルの発生や制度の乱用などを招きかねず不適切である。

そのため、調整方法等は本書に記載の内容に従い、一般送配電事業者からの申請を経済産業大臣が特例認可（電気事業法第18条第2項ただし書きによる措置）することによって、今回の措置を行うこととする。

なお、特例認可は「託送供給等約款により難い特別の事情がある場合」に限られるが、今回の措置は、あらかじめ予測し難い事柄に対して、多様な小売電気事業者間のサービス競争の中で、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できる事業環境を支える観点から、臨時的な措置を行う必要があると認められるため、「託送供給等約款により難い特別の事情がある場合」に該当すると考えられる。

また、一般送配電事業者の禁止行為等として、電気事業法第23条第1項第2号に、「特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。」が掲げられている。この行為に該当するかどうかの判断は、その不当性で判断される。下記の2点より、今回の調整は「不当」ではないと整理ができるため、第23条第1項第2号の不当な差別的取扱いの禁止には当たらないと考えられる。

#### ① 今回の調整は、

- ✓ 意見公募<sup>5</sup>や様々な事業者等の意見を踏まえ、小委員会における丁寧な議論を重ねた上での措置であり、一般送配電事業者の判断のみによって講じるものではないこと、
- ✓ 全事業者に対して、丁寧な議論を重ねた上での一律の調整ルールを設定した上で、そのルールを元に調整額を計算した結果として、BGごとの

---

<sup>5</sup> 第34回小委員会（2021年4月28日開催）で提示された「2020年度冬期の電力需給ひっ迫・市場価格高騰に係る検証中間取りまとめ（案）」に対する意見公募のこと。

託送料金に差が発生するものであり、一般送配電事業者の恣意性は排除されていること、

- ✓ 上記の通り、全事業者に対して、一律の調整ルールを設定しているため、一般送配電事業者はそのグループ会社である小売電気事業者に対して、優先的な取扱い等を行っておらず、その他の小売電気事業者との公平性が保たれていること。

- ② この不当性の具体例は「適正な電力取引についての指針（令和 3 年 11 月 5 日）（公正取引委員会、経済産業省）」において、㊦一般送配電事業者の個別ルールの差別的な適用、㊧一般送配電事業者が保有する情報の差別的な開示・周知、㊨需要家への差別的な対応、が示されているが、今回のケースは、これらの例には当たらないこと。

## 5. スケジュール

本調整は、今後、下記のスケジュールで行うことを目指すものとする。

2022 年 2 月中旬 BG から一般送配電事業者への申請受付開始

3 月中旬 受付締切

4 月分の託送料金から調整を開始

※原則として 9 月分まで。調整状況に応じ最長 2023 年 3 月分まで。

## 委員名簿

### 委員長

山内 弘隆 武蔵野大学経営学部 特任教授

### 委員

秋元 圭吾 公益財団法人地球環境産業技術研究機構 システム研究グループ グループリーダー

岩船 由美子 東京大学生産技術研究所 特任教授  
※委員就任により第 40 回より参加

牛窪 恭彦 株式会社みずほ銀行 常務執行役員

大石 美奈子 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会代表理事・副会長

大橋 弘 東京大学大学院経済学研究科 教授

柏木 孝夫 東京工業大学 特命教授  
※委員辞任により第 37 回まで参加

澤田 道隆 花王株式会社 取締役会長

松橋 隆治 東京大学大学院工学系研究科 教授  
※委員就任により第 40 回より参加

松村 敏弘 東京大学社会科学研究所 教授

村木 美貴 千葉大学大学院 工学研究科 建築・都市科学専攻教授

村松 久美子 PwCあらた有限責任監査法人ディレクター 公認会計士

横山 明彦 東京大学大学院工学系研究科 教授  
※委員辞任により第 38 回まで参加

四元 弘子 森・濱田松本法律事務所 弁護士

### 専門委員

石井 照之 日本商工会議所 産業政策第二部 課長

海寶 益典 一般社団法人日本経済団体連合会 資源・エネルギー対策委員会 企画部会長

### オブザーバー

大山 力 電力広域的運営推進機関 理事長  
※第 39 回から参加

佐藤 悦緒 電力・ガス取引監視等委員会 事務局長

清水 成信 電気事業連合会 副会長

谷口 直行 株式会社エネット 代表取締役社長  
都築 直史 電力広域的運営推進機関 理事・事務局長  
※第 38 回まで参加  
早川 光毅 一般社団法人日本ガス協会 専務理事  
平岩 芳朗 送配電網協議会 理事・事務局長

(五十音順・敬称略)

## 開催実績

第 37 回 (2021 年 7 月 12 日)

- インバランス収支の扱いに係るパブリックコメントを踏まえた検討

第 38 回 (2021 年 8 月 27 日)

- インバランス収支の調整に係る課題について

第 40 回 (2021 年 10 月 26 日)

- インバランス収支に係る方向性・事務局調整案について

第 41 回 (2021 年 11 月 18 日)

- インバランス収支の扱いに係る詳細ルール等について

第 43 回 (2021 年 12 月 27 日)

- インバランス収支の扱いに係る詳細ルール等について
- 取りまとめ (案)